

# 令和3年度 大阪府 介護ロボット導入活用支援事業

## ★ 補助金交付申請等の手引き ★

(令和3年7月版)

### 1. 目的

介護ロボットの普及促進を図ることにより、介護従事者の負担軽減等による雇用環境の改善、離職防止及び定着促進に資すること。

### 2. 補助金の概要

**【補助対象事業者】** 介護保険法による指定又は許可を受け、大阪府内で介護サービスを提供する事業者（居宅介護支援事業者、介護予防サービス事業者は除く）

#### <施設・居住系サービス>

介護老人福祉施設（併設型短期入所生活介護を含む）、  
介護老人保健施設（併設型短期入所療養介護を含む）、  
介護療養型医療施設（併設型短期入所療養介護を含む）、  
介護医療院（併設型短期入所療養介護を含む）、（単独型）短期入所生活介護、  
（単独型）短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、  
看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、  
地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※ 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は、特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合のみ対象となります。

#### <在宅系サービス>

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問看護、地域密着型通所介護、  
認知症対応型通所介護

### 【補助対象等（介護ロボット）】

<対象機器> I～III 全てを満たす介護ロボット

#### I 目的要件

日常生活支援における

- ① 移乗介護
- ② 移動支援
- ③ 排泄支援
- ④ 見守り・コミュニケーション
- ⑤ 入浴支援
- ⑥ 介護業務支援

のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果がある介護ロボット

#### II 技術的要件

次のア又はイの要件のいずれかに該当すること。

ア 経済産業省が実施する「ロボット介護機器開発・導入促進事業」若しくは「ロボット介護機器開発・標準化事業」において採択された介護ロボット（「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。）

イ センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う技術を活用し、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット（「ちらし」中央の「介護ロボットとは??」参照）

#### III 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義（「I 目的要件」①～⑥の機器ごとの定義）を確認してください。 <http://robotcare.jp/jp/priority/index.php>（介護ロボットポータルサイト）

また、どのような機器があるかは下記のホームページをご覧ください。

・経済産業省「ロボット介護機器開発・導入促進事業」で採択されたロボット（介護ロボットポータルサイト）  
[http://robotcare.sakura.ne.jp/data/news/list2019\\_10ver1.pdf](http://robotcare.sakura.ne.jp/data/news/list2019_10ver1.pdf)

・公益財団法人テクノエイド協会「福祉用具・介護ロボット実用化支援事業」  
<http://www.techno-aids.or.jp/robot/jigyo.shtml>

#### <対象経費>

介護ロボットの購入・リース（当該年度分までの経費を限度額とする）費用  
※最小限の機能を有する「まとまり」をもって1台（セット）とします。

#### <対象とはならない経費>

初期設定費、運搬費、設置工事費、インターネット接続のための通信機器費等

下記、【補助対象等（見守り機器の導入に伴う通信環境整備）】の<対象とはならない経費>も確認してください。

### 【補助対象等（見守り機器の導入に伴う通信環境整備）】

<対象事業> 次のア・イ・ウを対象とする。

#### ア Wi-Fi環境を整備するために必要な経費

- \* 配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）
- \* モデム・ルーター
- \* アクセスポイント
- \* システム管理サーバー
- \* ネットワーク構築、等

イ 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む。）

#### ウ 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費

- \* 介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む）
- \* バイタル測定が可能なウェアラブル端末
- \* 介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等

※ 既に見守り機器を導入している場合、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象。

#### <対象経費>

見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費

#### <対象とはならない経費（介護ロボット、通信環境整備共通）>

- ・保険料・保守・サポート・メンテナンス等の費用
- ・インターネット回線使用料等の通信費
- ・消費税及び地方消費税
- ・修繕費

- ・他の補助金・助成金・交付金が充当されている事業に対する費用
- ・寄附金その他の収入により賄われる費用
- ・その他補助対象として適当とは認められない費用

## 【補助金交付額】

予算（1億7,715万円）の範囲内の補助とし、申請総額が予算額を超えた場合は「抽選」又は「交付額の調整（減額）」を行うことがあります。

### <介護ロボット>

1機器につき補助対象経費の  $\frac{3}{4}$  又は  $\frac{1}{2}$ 。（以下の要件を満たす介護事業所の補助率は  $\frac{3}{4}$ ）

【上限額】 移乗支援及び入浴支援の機器：100万円／台（千円未満切捨て）

その他の機器：30万円／台（千円未満切捨て）

### <通信環境整備>

1事業所につき補助対象経費の  $\frac{3}{4}$  又は  $\frac{1}{2}$ 。（以下の要件を満たす介護事業所の補助率は  $\frac{3}{4}$ ）

【上限額】 750万円／事業所（千円未満は切捨て）

#### 補助対象経費の $\frac{3}{4}$ の要件

- 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトを活用し、従前の介護職員等を人員体制の効率化を行うことを予定していること。
- 利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること。

※ 「導入計画書」の【4. 要件の確認】で、 $\frac{3}{4}$  の要件を満たすかご確認ください。  
（要件を満たさない場合は  $\frac{1}{2}$  になります）

## 【主な交付条件、留意事項】

- \* 使用状況報告書について、補助事業が完了した日の属する府の会計年度以降3年度間、各事業年度終了後30日以内に提出すること。
  - \* 介護ロボットの普及促進に向けて大阪府が実施する本事業で導入した使用状況調査、広報及び施設見学等に協力するとともに、大阪府が実施する研修会等に積極的に参加すること。  
（研修会は、コロナ感染状況により実施しないことがあります。）
  - \* 介護ロボットは、事前に利用者や家族に十分に説明し同意を得た上で使用すること。
  - \* 利用者の個人情報の保護及び利用者の安全やプライバシーを確保すること。
  - \* 「見守り」介護ロボットの使用に当たっては、利用者の行動を制限する行為につながらないように施設で運用について検討する機会を設けること。
- ※ 詳しくは補助金交付要綱をご覧ください。

### 3. 補助金交付手続き <流れ>



大阪府（整備調整グループ）の手続き

申請者（介護事業者：法人）の手続き

時期

#### 1. 補助金交付申請書類のメール送信、及び提出（郵送）

7月

①申請書類（エクセル）に必要事項を入力し、下記アドレスあて、作成いただいたデータを添付の上、メールの【件名】に「法人名」を入力して、メール送信してください。

例）（福）〇〇〇会 介護ロボット交付申請

【介護ロボット交付申請用メールアドレス】  
[koreikaigo-robot@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:koreikaigo-robot@gbox.pref.osaka.lg.jp)

今年度は郵送での書類提出に加えて、申請データをメールで送信いただきます。書類を郵送する前にデータをお送りください。

※ データの送信のみでは申請したことにはなりません。②の一式書類の郵送が必要です。

8月

②「提出書類チェックリスト」に記載の書類を揃えて大阪府あて郵送してください。

※提出期限：8月31日（当日消印有効）

8月31日の消印を過ぎた場合は受付できませんので、期限に関わらず早めに提出いただくようお願いします。

9月

#### 2. 申請書内容の審査

申請書類の内容を審査します。

#### ※ 抽選

予算を超える申請があった場合は抽選となる場合があります。

10月

#### 3. 交付決定・通知

大阪府から交付決定通知書を送付します。

11月

#### 4. 介護ロボット等の導入

交付決定通知書を受領後、契約、発注、納品（工事完了）を行い、申請した年度中（3月末まで）に介護ロボット等の導入及び代金の支払いをすべて完了してください。（できるだけ早期の導入をお願いします。）

※ ただし、今年度は交付決定前に導入したのも可とします。

#### 5. 実績報告書の提出

補助事業完了後、1か月以内に実績報告書を作成し、添付書類とともに大阪府に提出してください。【最終提出期限：令和4年4月15日（金）】

#### 6. 実績報告書内容の審査・補助金額の確定通知

報告書の内容を審査し補助金額を確定後、補助金額の確定通知書を送付します。

令和4年  
5月末まで

#### 7. 補助金の交付

交付確定日から約10日後に、指定の口座へ振込みします。

令和4年度  
以降

#### 8. 使用状況報告書の報告（3年間）

別途指定する提出期限までに使用状況報告書を提出してください。

※導入した年度を含む3年間（3回）は使用状況報告書を大阪府に提出いただく必要があります。

#### ⚠ 注意

今年度は、交付決定通知書を受領する前にロボット等を導入していても「交付申請」が可能です。（R3年4月以降に導入したものが対象）ただし、補助対象の機器以外は補助できませんので、補助対象の要件をご確認ください。

当初計画から変更があった場合（見積額の変更、介護ロボット等の一部改良に伴う使用変更等）は、変更手続きが必要な場合があります。変更申請しないまま導入した場合は補助対象外となることもありますので、大阪府まで速やかにご連絡願います。

## 4. 申請方法

- (1) 申請書類は、「[令和3年度 大阪府介護ロボット導入活用支援事業ホームページ](https://www.pref.osaka.lg.jp/koreishisetsu/kaigorobo/kaigorobohozyo.html)」の「4. 申請様式」の中にある「様式（エクセルファイル）」をクリックしてダウンロードしてください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koreishisetsu/kaigorobo/kaigorobohozyo.html>

- (2) (1) の様式には交付申請書類が一式入っています。

（添付書類は除く）

右記に記載の書類の順(①⇒⑥)に、パソコン等で入力してください。

（入力方法については、エクセルファイルの中にある、「記載方法について」及び、各シートの「注意コメント」を必ずご確認ください。

＜②「導入計画書」について＞

「施設ごと、計画ごと」に作成が必要です。導入計画書1から7の順に作成してください。

【4. 要件の確認】の入力を進めていくと、その施設の補助率を確認することができます。(1/2 又は 3/4)

すべての施設の計画書の作成が終わったら、③の「所要額調書」を作成してください。計画の順に「施設名称」が入っていることを確認し、また表の下部の※印をチェックした上で、水色の部分の入力を行ってください。(希望する「台数」を入力し、「A」の「購入又はリース予定額(税抜き)」には、1台あたりの予定額ではなく、台数分全体の額(補助対象外経費を除く)を入力してください。

表が完成したら、合計額のG欄の金額が、①交付申請書の「1 交付申請額」と、④収支予算書の「1 収入」の「大阪府補助金」の予算額に、同じ額が入っているか確認してください。

- (3) 交付申請書類の①～⑥の全ての項目が埋まっていることを確認したら、下記のアドレスあて、様式のデータを添付の上、メールで送付してください。

介護ロボット専用メールアドレス: [koreikaigo-robot@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:koreikaigo-robot@gbox.pref.osaka.lg.jp)

※ データの送信のみでは申請したことにはなりません。下記(5)のとおり一式書類を提出期限【令和3年8月31日(火) (当日消印有効)】までに郵送してください。提出期限を過ぎた申請は受付できませんのでご注意ください。

- (4) すべての書類を印刷（A4サイズの用紙に片面印刷）し、提出書類チェックリスト【交付申請用】の「1～10」の書類が揃っているか確認の上、左端のチェック欄にチェックを入れ、提出書類(様式)のメール送信日を記載してください。

- (5) チェックリストを一番上に、チェックリストの番号順に書類を並べ、フラットファイルに綴じて（インデックス・背表紙は不要）、提出期限までに下記まで郵送してください。(料金は申請者が自己負担してください)

※ 受付は郵送のみ。持参、FAX、電子メールのみでの提出は受付できません。

〈提出期限〉 令和3年8月31日(火) (当日消印有効)

〈郵送先〉 〒540-8570 大阪府大阪市中央区大手前二丁目  
大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課整備調整グループ 介護ロボット担当

**【注意】**

- \* 記載内容について問い合わせをする場合がありますので、添付書類を含め、必ずコピーして保管してください。
- \* 全ての書類が整った段階で申請を受理しますので、早めに添付書類を準備し、記載漏れや書類の不備が無いか十分に確認した上で提出してください。
- \* 提出書類に不備があった場合には電話、FAX、メールで連絡しますので、申請書には必ず 電話番号、FAX番号、メールアドレスを記載してください。
- \* 申請書類は返却しません。（交付決定されなかった申請についても同様です）

※予算残額がある場合に追加申請を受け付ける場合があります。その場合は、本事業ホームページでお知らせします。

**<問い合わせ先>** 内容によっては回答に時間を要することがあります。

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課整備調整グループ 介護ロボット担当 TEL:06-6944-7104